

保護者様

平成31年1月16日

## インフルエンザによる出席停止と治癒証明書の変更について

千葉県立一宮商業高等学校  
校長 渡部 清

学校では、お子様が学校感染症と診断された場合には、本人の健康回復と他者への感染防止のために出席停止の措置をとります。インフルエンザの場合は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」という学校保健安全法による基準を原則として、医師の指示に従い、ご家庭で十分休養をさせていただきます。

回復後の登校の際には、従来は医師からの許可を得たことを証明する「治癒証明書」の提出をお願いしていましたが、インフルエンザの患者が急増している場合、「治癒証明書」の発行のために生徒が医療機関を再受診することは、適切な医療体制を確保する上で支障となることが考えられます。また今年度より、厚生労働省から医療機関の負担を考慮した公式の見解が示されたことを受けまして、本校では今後、インフルエンザでの欠席の場合は、下記のように対応を変更いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 1 感染が確認された時点で必ず、学校にご連絡をください。(TEL. 0475-42-4520)
- 2 下記の書類の写しをご用意ください。(提出は写しのみ)

### **医療機関受診時の領収書**

または 薬剤情報提供書(薬の説明書) ※抗インフルエンザ薬の処方わかるもの

- 3 別紙「インフルエンザにおける療養報告書」に保護者の方がご記入の上、上記書類の写しを添えて、登校時に生徒本人に持たせてください。(裏面の様式をコピーされるか、もしくは本校HPよりダウンロードしてお使いください。保健室、事務室にも用紙はあります。)

#### 4 その他

- ・書類の提出は登校時を原則とします。困難な場合は申し出の上、後日提出してください。
- ・これまでどおり本校の「治癒証明書」または医療機関が発行した書類を提出できる場合はそれでも構いません。その場合、医療機関によっては文書料が発生する場合がありますのでご注意ください。
- ・以下の出席停止の対象となる感染症の場合は、従来の治癒証明書をご利用ください。

麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹、結核、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、百日咳、その他の感染症(感染性胃腸炎、溶連菌感染症など)

インフルエンザにおける療養報告書 (保護者記入)

\_\_\_\_年\_\_\_\_組 生徒氏名\_\_\_\_\_

(書類の写しを貼付、または別紙で添付)

診 断 名 : インフルエンザ 型

受 診 日 : 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

医療機関名 ( \_\_\_\_\_ )

出席停止期間 : 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 から 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 まで

上記のとおり、医療機関にて診断を受けて療養しました。  
症状が回復し、医師の指示による出席停止期間が明けたので登校します。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 保護者氏名\_\_\_\_\_ 印

# 治 癒 証 明 書

千葉県立一宮商業高等学校

年 組 番

生徒氏名

上記の者、下記疾患ほぼ治癒し、他に感染のおそれなく登校して差し支えないものと認める。

## 記

### 1. 病 名

インフルエンザ

百日咳

麻 疹

風 疹

流行性耳下腺炎

水 痘

咽頭結膜熱

結 核

腸管出血性大腸菌感染症

流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎

その他 ( )

### 2. 療養期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

平成 年 月 日

医 院 名

医 師 名

印